

議案第76号

富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

子ども医療費支給の対象となる子どもの範囲の拡大等をするため、富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「富士見市の区域内に住所を有する満18歳」に改め、同条第2号中「親権を行う者」を「日本国内に住所を有する親権を行う者」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 対象となる子ども 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはその被扶養者である子どもをいう。

第2条第5号中「保護者が」を削り、同条に次の1号を加える。

(6) 受給資格者 第6条第2項の認定を受けた者をいう。

第3条第1項中「対象となる者」の次に「（以下「支給対象者」という。）」を、「保護者」の次に「、保護者のいない対象となる子どもその他市長が適当と認めるもので、かつ、対象となる子どもの主たる生計維持者」を加え、同条第2項中「の保護者」を削り、同項第2号中「もの」を「者」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により、乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する助成金又は医療費の支給を現に受けている者

第4条の見出しを「（子ども医療費の支給）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、一部負担金等から次に掲げる額を控除した額（以下「子ども医療費」という。）を支給する。

第5条第1項中「対象となる子どもの保護者」を「受給資格者」に改める。

第6条第1項中「子どもの保護者」を「支給対象者」に改め、同条第2項中「当該子どもの保護者であり、かつ、その主たる生計維持者を」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富士見市こども医療費支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日以後の診療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の規定に基づく受給資格者の登録その他こども医療費の支給に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（受給資格の登録の特例）

4 市長は、こども医療費の受給資格者として令和6年3月31日に登録されているもののうち、対象となるこどもが平成20年4月2日から平成21年4月1日までに生まれたもので、かつ、新条例第3条の支給対象者の要件を満たすものについて、同条例第6条第1項の規定にかかわらず、同条第2項の登録をすることができる。